

構造規定

確認申請、工作物、擁壁

法第6条、法第88条、令第138条第1項

工作物(擁壁)の取扱いについて

平成13年春期部会

工作物(擁壁)の確認申請における申請件数の取扱いについて

- (1) 工作物の構造が異なる場合、連続していない場合はそれぞれ1件として取り扱う。
- (2) 高低差があっても同一構造であり、連続していれば1件として取り扱う。